

東京都教科用図書選定審議会（第3回）

配布資料一覧

議事次第

座席表

東京都教科用図書選定審議会委員名簿

東京都教育庁事務局職員名簿

資料1 諮問文（写）

資料2 教科書の採択方針について（第1回審議会答申）（写）

資料3 教科書調査研究資料について（第2回審議会答申）（写）

資料4 分科会構成（案）

資料5 令和3～6年度使用教科書調査研究資料（中学校）（案）

令和2年度東京都教科用図書選定審議会（第3回）議事次第

日時：令和2年6月15日（月） 午前9時30分から正午まで
会場：東京都教職員研修センター

1 開会

2 教育委員会挨拶 [指導部長]

3 議事

(1) 諮問事項審議

ア 全体会①

令和3～6年度使用教科書調査研究資料（中学校）の作成について [管理課長]

イ 分科会

令和3～6年度使用教科書調査研究資料（中学校）について [各担当指導主事]

ウ 全体会②

分科会の報告・答申案の審議等

(2) 答申

4 事務連絡 [管理課長]

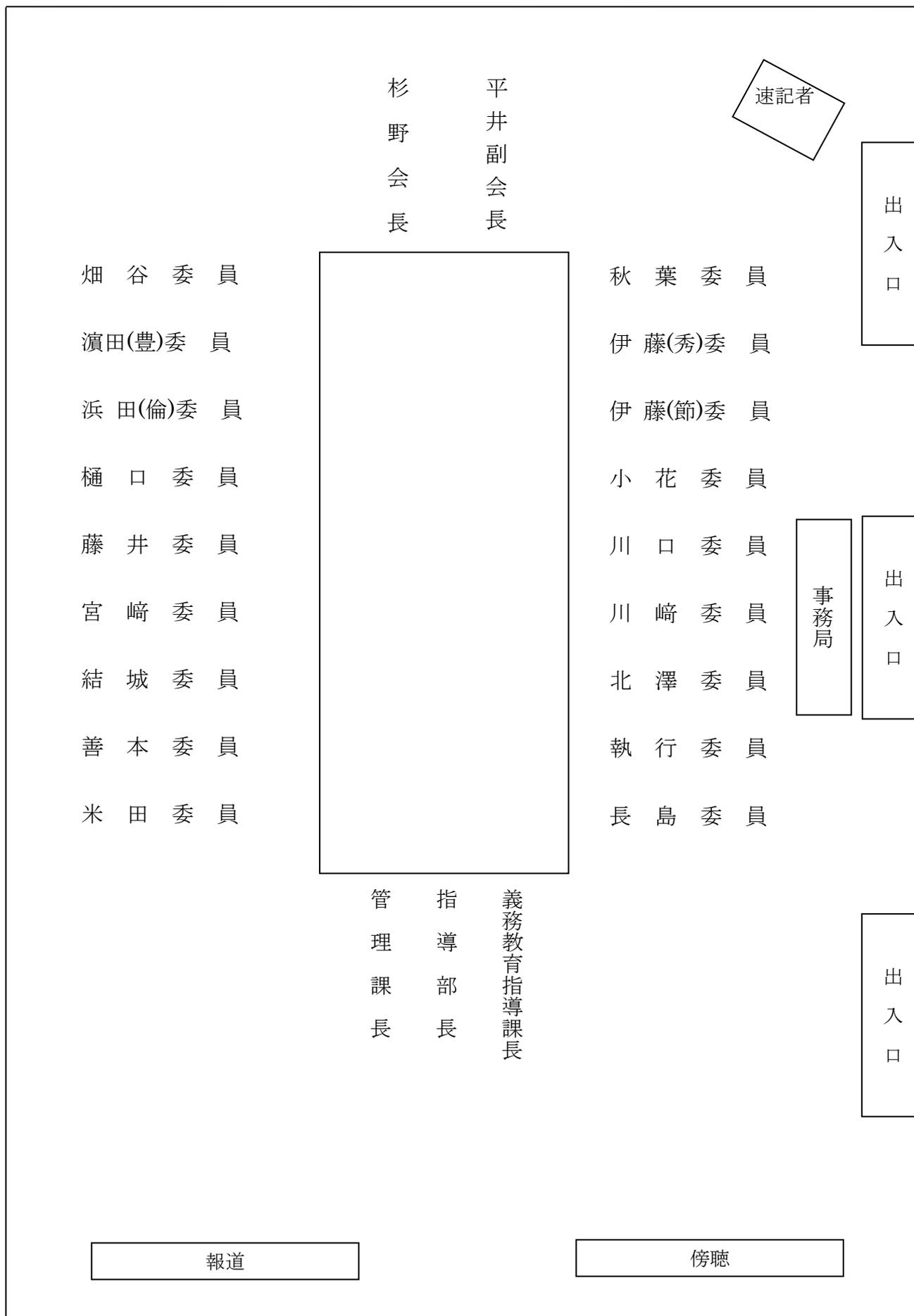
5 教育委員会挨拶 [指導部長]

6 閉会

《参考》

次回開催 東京都教科用図書選定審議会（第4回）令和2年6月30日（火）午後（予定）

東京都教科用図書選定審議会（第3回） 座席表



東京都教科用図書選定審議会委員名簿

(五十音順 敬称略)

	秋	葉	芳	枝	東京都公立中学校PTA協議会理事	
	伊	藤	秀	一	江東区教育委員会指導室長	
	伊	藤	節	子	明治学院中学校・東村山高等学校長	
	小	花	高	子	葛飾区教育委員会教育長	
	川	口	真	澄	都立臨海青海特別支援学校長	
	川	崎	淳	子	立川市教育委員会統括指導主事	
	北	澤	多	美	教育庁都立学校教育部特別支援教育課長	
	執	行	純	子	調布市教育委員会指導室長	
会長	杉	野		学	東京家政学院大学教授	
	長	島	真	理	東京都特別支援学校PTA連合会副会長	
	畑	谷	貴	美	子	三鷹市教育委員会委員
	濱	田	豊	彦	東京学芸大学教授	
	浜	田	倫	一	郎	都立南多摩中等教育学校主任教諭
	樋	口	豊	隆	明星大学特任教授	
副会長	平	井	邦	明	台東区立忍岡中学校長	
	藤	井		夢	都立石神井特別支援学校主幹教諭	
	宮	崎	直	人	港区立赤羽小学校長	
	結	城	圭	絵	東大和市立第五中学校指導教諭	
	善	本	久	子	都立白鷗高等学校附属中学校長	
	米	田	裕	治	日野市教育委員会教育長	

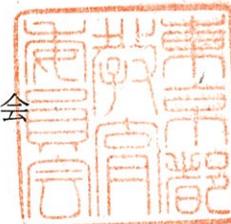
東京都教科用図書選定審議会 東京都教育庁事務局職員名簿

職 名	名 前
指 導 部 長	増 田 正 弘
管 理 課 長	中 西 正 樹
義 務 教 育 指 導 課 長	中 嶋 富 美 代
特 別 支 援 教 育 指 導 課 長	丹 野 哲 也
高 等 学 校 教 育 指 導 課 長	佐 藤 聖 一

31 教指管第 1518 号
令和 2 年 4 月 16 日

東京都教科用図書選定審議会長 殿

東京都教育委員会



諮 問

東京都教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第 10 条及び第 13 条第 2 項の規定に基づき、都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択並びに区市町村教育委員会及び国立・私立学校の校長が行う教科書の採択についての指導、助言又は援助を行っている。

については、無償措置法第 11 条及び同法施行令第 8 条の規定に基づき、都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択並びに区市町村教育委員会等が行う教科書採択について指導、助言又は援助を行うため、下記の事項について諮問する。

記

1 教科書の採択方針について

（理 由）

教科書の採択に当たって、採択権者が留意しなければならない事項等について、検討を行う必要がある。

2 教科書調査研究資料について

（理 由）

東京都教育委員会が作成する教科書調査研究資料が、採択のための資料及び他の採択権者に対する指導、助言又は援助のための資料として適切であるかどうか検討する必要がある。

3 令和 3 年度使用教科書採択（都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について

（理 由）

都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択に当たっては、あらかじめ東京都教科用図書選定審議会の意見をきく必要がある。



令和2年4月16日

東京都教育委員会 殿

東京都教科用図書選定審議会

会長 杉野 学



教科書の採択方針について（答申）

令和2年4月16日付けで諮問のあった事項のうち、「教科書の採択方針」について、下記のとおり答申します。

記

1 教科書採択に当たっての留意事項について

東京都教育委員会は、次の事項に留意し、総合的に判断して、令和3年度に義務教育諸学校で使用する教科書の採択を行うとともに、他の採択権者においても同様の方針で採択するように指導、助言又は援助を行うこと。

- (1) 採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。
- (2) 学習指導要領及び採択権者の教育方針を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること。
- (4) 各採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすること。

なお、1採択地区に2以上の教育委員会が存する場合、種目ごとに同一の教科書を採択するための協議について、関係教育委員会は採択地区協議会を設置して行うこと。

また、採択地区協議会における最終的な合意形成の方法等はあらかじめ定めること。

2 教科書の調査研究に当たって留意・検討すべき事項について

(1) 小学校用教科書

東京都教育委員会は、小学校、義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(2) 中学校用教科書

東京都教育委員会は、中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（中学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(3) 都立の義務教育諸学校で使用する教科書

ア 都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、中高一貫教育の特色及び各学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

イ 都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(4) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（以下「一般図書」という。）

ア 東京都教育委員会は、令和2年度使用教科書として採択された一般図書及びその他の図書について検討し、調査すること。

イ 東京都教育委員会は、特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書の調査研究に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、一般図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項やその他参考となる事項等についても、併せて調査研究すること。

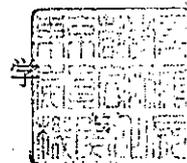
写

令和2年5月26日

東京都教育委員会 殿

東京都教科用図書選定審議会

会長 杉野 学



教科書調査研究資料について（答申）

令和2年4月16日付けで諮問のあった「教科書調査研究資料」について、下記のとおり答申します。

記

「令和3～4年度使用特別支援教育教科書調査研究資料（学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（一般図書））」は、調査研究資料として適切であると認められるため、東京都教育委員会は、教科書の採択に当たり、これを活用するとともに、他の採択権者に対しても、これが十分に活用されるよう指導、助言又は援助を行うこと。

東京都教科用図書選定審議会(第3回) 分科会構成(案)

	委員	種目	会場
第1分科会	伊藤(秀)委員 濱田委員 結城委員 善本委員	書写 国語 理科	802
第2分科会	小花委員 小川委員 杉野委員 藤井委員	社会(地理的分野) 音楽(一般・器楽合奏) 地図	801(3)
第3分科会	伊藤(節)委員 川崎委員 宮崎委員 ※米田委員	社会(歴史的分野) 英語 美術	801(2)
第4分科会	北澤委員 長島委員 浜田委員 樋口委員	道徳 社会(公民的分野) 保健体育	803(4)
第5分科会	秋葉委員 畑谷委員 平井委員 ※執行委員	数学 技術・家庭(技術分野) 技術・家庭(家庭分野)	702

※ 事前に欠席の御連絡をいただいている委員